

議員発議案第3号

水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書

我が国における米の消費量は、食生活の多様化や少子高齢化の進行により、年々減少していることに加え、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、業務用米の消費が落ち込み米価が下落する状況となっている。

このような中、令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しにおいては、畦畔や用水路がないなど、水張りができない農地は交付対象水田から除外するルールの再徹底や、現場の課題を検証しつつ、今後5年間に一度も水稲作付けが行われない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としない方針が示された。

今回の見直しにより、生産現場からは、交付対象から除外される農地が出ることにより、農地の維持が困難となることから、耕作放棄地の増加につながる等の危惧する声が上がっている。

さらに、本県の水田農業を営む生産者の経営にとどまらず、耕畜連携による飼料生産や中山間地域の農地保全を損なう恐れがあるなど、様々な影響が懸念される。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 将来にわたる安定的な営農や農地の維持が展望できるよう、一律に見直しの制度適用を行わないこと。
- 2 今回の見直しにより、今後5年間で将来的な産地形成の検討を進めていくことになることから、その中で明らかになった様々な課題をしっかりと受け止め、確実に検証を行うとともに、生産現場の実情を十分踏まえた上で必要な支援を行うこと。
- 3 農地及び集落の維持のため、交付対象水田を畑地化し、土地利用型の営農形態となっても生産者の所得が減少することなく、意欲を持って生産活動に取り組めるよう、速やかに新たな支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之 殿
参議院議長	山東昭子 殿
内閣総理大臣	岸田文雄 殿
財務大臣	鈴木俊一 殿
農林水産大臣	金子原二郎 殿
内閣官房長官	松野博一 殿